

令和3年豊能町議会6月定例会議  
総務建設常任委員会

会 議 録

令和3年6月10日（木）

豊 能 町 議 会

令和3年豊能町議会6月定例会議  
総務建設常任委員会

年月日 令和3年6月10日(木)

場所 豊能町役場 大会議室

出席委員 4名

寺脇 直子 川上 勲 中川 敦司  
管野英美子

欠席委員 なし

委員外出席 永谷 幸弘(議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
まちづくり調整監	松本真由美	総 務 部 長	仙波英太郎
都 市 建 設 部 長	坂田 朗夫	都 市 建 設 部 理 事	長谷 典彦
まちづくり創造課長	田中 久志	秘 書 人 事 課 長	池田 拓也
総 務 課 長	萩原 哲也	行 財 政 課 長	山内 拓
建 設 課 長	仲村 晴好	都 市 計 画 課 長	田中 克生
農 林 商 工 課 長	中谷 康彦		

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 浜本 正義 書 記 清水 義和

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和3年豊能町議会6月定例会議付託案件について

- ・第30号議案 豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例改正の件
- ・第32号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第2回）の件（関係部分のみ）

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（寺脇直子君）

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨の季節となりました。最近では夏のよう暑い日々が続いております。緊急事態宣言が6月20日まで延長されました。新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の見通しがついておりませんが、皆様におかれましては、感染しないように健康管理に留意していただきますようお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

ただいまの出席委員は4名であります。

定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で委員間の距離を取るため、通常の席から変更をしております。皆様にはマスクの着用をお願いしておりますが、発言の際にもマスクを着用のままでお願いいたします。

また傍聴につきましては、スペースの関係上、第1会議室にて音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承願います。

委員会開会に当たりまして、町長より挨拶がございます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆様、おはようございます。

まだ6月なのに、この日差し。本当に暑くなってきました。梅雨のほうがあるのかどうかというか、雨のほうは降りませんけれども、ここにきて、緊急事態宣言も20日というところで一喜一憂しているところですが、昨日の感染者数、下がったり、そして少し上がったというようなところで一喜一憂をしているところでござ

います。委員長のほうも申し上げられたとおり、本当に我々の基本的な感染予防策をしっかりしていかないといけないと思います。今日は暑いところですので、少しエアコンが入っておりますけれども、皆さんどうぞ連日になりますけれども、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（寺脇直子君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項はお手元に配付のとおりでございます。

令和3年6月定例会議付託案件についてを議題といたします。

第30号議案、豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村です。おはようございます。

それでは、第30号議案、豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例改正の件について、御説明申し上げます。

議案概要及び条例新旧対照表を御覧ください。

改正の概要といたしましては、本条例は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定によりまして、道路移動等、円滑化基準を定めることになっております。

条例で基準を定めるに当たっては、国土交通省令で定める基準を参酌して定めております。

このたび、その参酌する省令の改正がございましたので、所要の改正を行うものでございます。

なお、このたびの省令の改正では、旅客、特定車両、停留施設の構造に関する基準の

追加がございましたけれども、本町には該当しないため、条例には定めないこととしております。

主な改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

1 ページの第2条につきましては、省令の題名が改められておりますので、条例中に省令の題名を引用している部分を改正しております。

第3条につきましては、歩道等に関する道路移動等円滑化基準の適合対象が、歩道、自転車、歩行者道のほか、自動車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に拡大されたので、それらを追加するものでございます。

同じ理由によりまして、第4条、それから2ページの第5条、第6条、3ページの第31条、32条、4ページの第33条におきまして、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を追加しております。

新旧対照表2ページに戻っていただきまして、第12条につきましては、立体横断施設に設けるエレベーターについての基準が変更されたことによる改正でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。御審議賜り、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより、本件に対する質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。おはようございます。

この新旧対照表の何ページがいいかな、4分の1ページがいいですかね。もともと改正前には、先ほど説明ございましたが、歩道とか自転車歩行者道というふうな言葉だったけども、さらにそれが追加で、自転車歩行者専用道路とか、歩行者専用道路と

かいう、そんな文言に、要は4つぐらいに増えているかな。これってちょっと読んだ限りではイメージが湧かないんですけども、それぞれこの4つはどんな道路なのかというのを、ちょっと分かる範囲で説明お願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村です。

まず、歩行者自動車道といいますのは、道路がありまして、その道路の脇のところに歩行者、自転車が専用で歩くとか走行するスペースを設けている道路のことです。道路もありますし、一つの道路で自動車道と自転車歩行者の道路が2つ存在する道路のことです。

自転車歩行者専用道路は、自転車、歩行者のためだけに設けられた道路、歩行者専用道路は歩行者のためだけに設けられた道路です。

広い道路で、御堂筋でそんなんでしたかね。広い道路で、その一部を縁石とかで設けて分離して、歩行者と自転車が通るような道路をつくるのが自転車歩行者道路です。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

何か全然ちょっと理解が難しいんですけど、例えばね、この役場の前のこの国道423号線。この場合は、車が通る車道があって、その両端に柵をして、歩道いうんか、あれはね、ありますが、こういうのはどれに当たるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村です。

道路に設けられた歩道ということになり

ます。歩道です。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

そうしたら、これはもう完全に歩道というふうな呼び名ができるところやねんけども、柵もない、それから車道と人が歩くところの段差もない、完全にフラットな、もうほんま道路ですわと。その道路の端っこに、例えば自転車の通るような、最近ね、何かこう印してあるところありますが、こういうのは、そうしたら自転車専用道路じゃないのかな。それはどんなふうな位置づけになるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村です。

自転車歩行者専用道路とかいうのは、ちょっと段差を設けたような、段差もしくは縁石で分離したような道路を言いまして、今議員がおっしゃっているのは、道路にそういうラインを引いて、自転車が通ってドライバーに安全運転を心がけるように示すためのラインでございます。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

ちなみに、この自転車歩行者専用道路とか、歩行者専用道路というのは、町内にはないんですよね。あるのかな。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

光風台と大和団地をつなぐ、あそこが自転車歩行者専用道路になっております。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

もう1点、すみません。

今度はね、同じ4分の1ページの改正後のね、第2条というところありますよね。その中で、今回、豊能町には該当するものはないと言うてましたけど、この旅客特定車両停留施設みたいな言葉がありますけれども、これ旅客特定車両とは何や。それから、その停留施設とは何。その辺り、ちょっとうちには関係ないかも分からんけども、分かる範囲でちょっと聞かせてください。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

旅客特定車両停留施設なんですけれども、例を申し上げますと、東京にあるバスタ新宿で御存じないですかね。遠距離のバスに乗る停留所と、あとタクシーも一緒にそこに。一般車両が入れないような施設を設けておるんです。それを特定車両停留施設というんですけども、その施設を利用する人のための、旅客が利用する施設を、今先ほどの何でしたっけ、旅客特定車両停留施設といいます。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

東京のことはよう分かりませんが、例えば大阪で言うたら、大阪市の梅田のJRの駅が一番下の辺り、何かあの辺いっばい高速バスがだーと連なって止まって、そこから乗り降りできるような仕組みになっているけど、あんな感じのことになるんですかね、そうしたら。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

イメージ的にはそういうふうなものなんですけれども、道路管理者が設けるその施設を今回は言うておりますので、大阪の梅田にありますその施設が、どこが管理しているのかちょっと私存じ上げませんので、イメージはああいうものです。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございますか。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

おはようございます。管野です。

この条例改正に直接関係ないかもしれませんが、例えば第5条の2とかで、この専用道路の舗装は平たんで滑りにくく、水はけのよい仕上げとするということになっていきますけれど、平成25年に条例制定されたから、それ以前のところは滑りやすいところもあると思うんですけども、今度、道路をきれいにするときには、この条例に沿ってやるということですか。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村です。

この条例が適用しますのは、障害者や高齢者が歩行によって多くの方が通行されている道路が、この特定道路といいまして、この条例が適用するもので、今既存の道路につきましては、この条例の適用はないんですけれども、できるだけバリアフリー法関係のこういう基準ですので、それを地形的にも勾配も厳しいですし、財政的にもちょっと苦しいんですけれども、できる範囲でこれに努めていきたいと私は思っております。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

ちょっとよく似た内容になるかも分かり

ませんけど、第6条ですかね。ここにおいては、この勾配のパーセントですね、要はこれぐらいの傾きでしましうねみたいな、そんなふうなことが、これは以前から書かれているんかと思えますけども、この5%あるいは8%以下とすることができるみたいな、そのような文言がありますけども、実際この豊能町の地理的な部分ですね。そんなんを考えますと、山手の地域もあるし、住宅地の地域もある程度フラットのところもあるし、ちょっと傾斜があつたりしますけども、この5%、8%というのは、うちのこの豊能町全体で見渡すと、これ満足できるような傾きというか数値なんですか。その辺りどうなんでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

議員おっしゃるとおり、山を切り開いて開発をしている豊能町でございますので、この5%、8%というのはなかなかその勾配を達成するような道がないことは事実ですね。この特定道路に該当しそうなのが駅前なんですね。駅前で、この5%、8%と該当するとすれば、妙見口駅ぐらいかなというふうに思います。この駅前で、5%、8%の勾配で達成できるような道は、そういうように私は思っております。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

達成できるということは、5%以内、8%以内というのが、そこの地域。ということは、それ以外の地域はそれを越えるという、そういうふうな意味合いですか。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村です。

もう駅を下りて、すぐに上り坂になりますので、その5%、8%という達成は無理なんじゃないかなと思います。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

そうしたら、その達成できないような状態やけども、ここの条例上では8%とかうたっているけど、それは別に問題はないんですね。

○委員長（寺脇直子君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村です。

これもともと25年3月に議会で議決いただきまして、4月から施行しているんですけども、地方分権一括法の関係で、そもそも国が全部基準を決めておったんですけども、その国の基準ではなくて町のほうが国の基準を参酌して、地域の実情に合わせて条例を制定するという事なんですけれども、この条例で定めたからといって、努力義務は努力義務なんですけれども、そういう特定道路自体が豊能町にはなかなか指定されるような道路もありませんので、この条例で適用する道が今後できるかどうか分からないんですけども、そのためのために事前に定めておくということでございます。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

なければ、私のほうから質問します。

この条例なんですけれども、18ページの第2章のところに、歩道等及び自転車歩行者専用道路等というのを書いてあるんですけども、この辺りは本町に関わりが出てくるのかなと思うんですが、特にこの条

例で、本町に何か該当するようなことはあるのかどうかをお伺いします。

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

直ちに、この条例によりまして影響するところはないんですけども、今後、国土交通大臣が特定道路として指定するような道路が出てきましたら、この条例を適用させていただきます。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

第32号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算（第2回）の件（関係部分のみ）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。順次発言を求めます。

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

おはようございます。行財政課、山内です。よろしくお願いたします。

では、第32号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算（第2回）、関係部分に係る部分につきまして、提案の御説明を申し上げます。



最初に、歳出について御説明申し上げます。お手元の補正予算書10ページをお開きください。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・財産管理費の2. 普通財産管理事業でございますが、2月会議におきまして議決をいただきました、和解及び不動産の取得についての損害賠償請求事件に係る弁護士報酬等を補正するものでございます。

業務委託料182万2,000円につきまして、積算の根拠を御説明させていただきます。

令和3年2月9日、2月会議におきまして議決いただきました、和解及び不動産の取得についての和解条項1,200万に對しまして報酬の計算を行います。300万の部分に對しまして、16%、48万円。300万から3,000万円以下の部分に對しまして10%で90万円。合計138万円となります。この部分に對しまして、20%増額されまして、165万6,000円となります。これに消費税1.1%を加えまして、182万1,600円となっております。

○委員長（寺脇直子君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課の田中です。

それでは、歳出について御説明いたします。補正予算書の11ページをお開きください。

款11・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目2・公園施設災害復旧費でございますが、これは昨年の7月豪雨により、緑地のり面が崩落した箇所の工事請負費であります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

8ページをお開きください。

款16・国庫支出金、項2・国庫補助金、目9・災害復旧費国庫補助金でございますが、先ほど歳出で御説明いたしました、緑地のり面の工事請負費に対する国の補助金であります。よろしくお願ひします。

説明は以上です。

○委員長（寺脇直子君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

続きまして、款20・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として、2,842万5,000円を増額するものでございます。

9ページを御覧ください。

款23・町債、項1・町債、目4・教育債、3. 小中一貫校室整備事業債でございますが、事業費が増額となったことに伴い補正するものでございます。

続きまして、目6・災害復旧債、1. 公園施設災害復旧事業債でございますが、事業費が増額となったことに伴い補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

10ページの総務費、総務管理費、財産管理費の弁護士費用なんです、私たちは5,700万円の訴訟に對して、1,200万円しか取れなかったと。1,700万円の土地を買ったということは抜きにして、1,200万円しか取れなかったということは、この4分の1とか5分の1ぐらいのお金しか取れなかったわけですね。それなのに、弁護士費用を払うのか。その16%を掛け

るとかということがちょっと理解できないんです。300万円ということも理解できないんですが、その辺ちょっと説明いただけますか。

○委員長（寺脇直子君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

1,200万につきましては、解決金ということで、一応5,700万損害賠償請求したんですけれども、そのうちの1,200万ということで、和解のほうを裁判所から渡されまして、その和解を2月の議会のときに提案を行いまして、一応可決されましたということで、その1,200万の和解金に対して弁護士報酬をお支払いすることとなっております。

その16%とか10%の部分につきましては、報酬基準というものがございまして、依法律事務所報酬基準に示されております金額で算出したものになります。

この依法律事務所の法律基準につきましては、平成16年3月末に廃止されておるんですけれども、大阪弁護士会報酬規程と同じ内容となっております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

では、確認ですが、もしこの1,200万円がもっとたくさん金額だったら、成功報酬というのはもっと増えるということですか。その16%、10%というパーセンテージが上がるということですか。

○委員長（寺脇直子君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

一応、報酬基準につきましては、300

万円以下の部分につきましては報酬金16%、300万から3,000万円以下の部分につきましては10%、3,000万から3億以下の部分につきましては6%、3億円を超える部分につきましては4%という規定があります。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

私のほうからは、11ページの公園施設災害復旧費ですね。1億7,200万円ということで、今回費用を増額してなっておりますけれども、結局、光風台六丁目のあそこの、のり面の崩れているところの工事というのは、昨日かな、8月から9月頃に発注しますというふうなことで、ようやく工事が進むかなというふうに思ったんですけども、実際はどんな工事になるのか。その辺り、ちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。もともとは元に戻すというふうに当初は言ってはったけども、結局は何か大分わかりそうやねみたいなのが分かってきて、お金がどんどん増えていっているということもあるんですけれども、どんなふうな工事をするようなことを考えておられるのか。その辺りをお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課の田中です。

現場の仕上げ、どのような仕上がりになるのかということの御説明になりますけども、現在、擁壁の既存の高さが5メートルほどあります、両側に。その擁壁の高さと同じレベルで合わせますので、高さ約5メートルのブロック積み擁壁で、その上が、のり面を保護するための、のり枠と種子吹

きつけ、それから部分的にアンカーで施工し、モルタル吹きつけ仕上げの予定であります。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

ということは、擁壁そのものは今の高さと同じものの形にして、のり面のところは今までは土があって草が生えとってということだけでも、吹きつけと言うてたぐらいやから、そこはもう土じゃないという状態になるということなんですね。

○委員長（寺脇直子君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課の田中です。

現場を真正面に見ますと、右側と左側で崩れている角度が違うんですけど、向かって右側のほうが急な角度でずれ落ちてきています。そこにつきましては、モルタルを吹きつけましてくいを打って、のり面を安定させるということと。現場に向かって左手のほうは既存の応急復旧、ごめんなさい、くいじゃなくてアンカーですね。アンカーを打ってのり面を安定させると。向かって左側の応急復旧が終わっているところにつきましては、そのまものり枠と種子吹きつけで、現状、崩れる前と仕上げ自体はイメージとしてはそんなに変わらないのかなというふうに考えております。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

ということは、実際出来上がった状態を見ると、向かって右側と左側では見た感じは当然違うということになるんですね。

○委員長（寺脇直子君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課の田中です。

おっしゃるとおりです。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

当然、その工事が完了しましたら、去年のような、ああいう雨が降っても取りあえずは耐えてくれるだろうという、そういうふうな状態でよろしいのでしょうか。そういう考えで。

○委員長（寺脇直子君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課の田中です。

もちろんそのために構造計算等をした上での設計ですので、大丈夫だというふうに思っております。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

安心できるのかなと思いますけども、あれもともと、あそこ崩れた本来の理由というのが、そこに降った雨が、どうもうまく流れてくれなかったのが崩れちゃったみたいな、たしかそんなふうに説明受けたんですけども、その要はあそこに降った雨がきちっと本来流れなければならないパスといつかね、そこを通じてちゃんと流れていてくれるというふうなことも、当然そういう工事もしますよということによろしいんですね。

○委員長（寺脇直子君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課の田中です。

おっしゃるとおりです。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

この議案には直接関係ないかもしれませんが、以前の説明で鉄板というかH鋼とか、それを鉄やから売ったら歳入に入るやないかということなんですけど、それは今どうなっているんですか。

○委員長（寺脇直子君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課の田中です。

以前のH鋼の件ですけども、町有地のほうに保管はしております、今回の本復旧工事でも使えるのであれば使いたいというふうに考えておりますし、また、木代の土石流の発生している現場のほうでも、そのH鋼数本ですけど利用しているような状況です。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

あのようなのり面のところというのは、光風台四丁目までずっと続いていますよね。大和につながる道ぐらまで。本当にそこまでも大丈夫なのかということと、それに、こういうふうにならないように点検をしっかりとやっているのか伺います。

○委員長（寺脇直子君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課の田中です。

現状、開発されてから数十年経過しておりますので、うちの職員で定期的にパトロールをしております。警報級の雨等が出た場合には、必ず開発地の外周部分、既存のり面、擁壁の部分につきましても、そういった目で確認はしておりますので、現時点で言えますのは、特に危険であるというふうなところで認識している場所は、今のところはございません。なので、引き続き、安全管理に努めていきたいと思っております。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございますか。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

それから昨日の総括質疑で工期が8か月で、8月に発注するということなんですけども、年度内に終了できるんでしょうか、完了できるんでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課の田中です。

今、想定しております工期設定は8か月必要ではないかなというふうに想定しておりますんですけども、8月に発注できれば3年度末まで。その発注が遅れば遅れるだけ、工期8か月として設定しておりますので、お尻がずれていくというようなことになってしまいます。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付された案件は全て終了いたしました。

続きまして、その他について、何かござ

いませんか。

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

菅野です。2点あります。

1点目は、5月26日の停電のことです。これ説明受けたのが議会運営委員会だったので、もう少ししっかり説明を聞きたいなと思っています。

まず、私の認識として、非常口と新館の一部の蛍光灯がつくという、それぐらいの認識だったんですけれども、家へ帰って平成26年の予算で非常用発電設備事業設計工事が予算挙がっていて、27年に執行されているのを約1,400万なので、1,400万で蛍光灯ぐらいかというのがちょっと疑問に思いましたので、その辺の説明を、電算機も少し入っているということを聞いたんです。その説明をしていただけますか。

1点目はそれです。もう1点あります。

○委員長（寺脇直子君）

1点目について、萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課、萩原です。よろしくお願ひします。

5月26日の停電の分なんですけど、非常用発電、手動で動かしたんですけど、そこでつくった電気が供給できる範囲というのが決まっております、基本的には非常用発電というのは災害などの停電時にプロパンガスを動力源として、災害対策本部を運営するために最低限必要な電力を本庁舎に供給するというのでやっておりますので、実際のところは大会議室、本部とかを立ち上げて運営するのに大会議室と、あと新館ですね。新館、それから1階の電算室。こちらのほうに供給するように設定されています。

ただし、供給できる電力、能力、これ整備した業者に確認したんですが、34キロ

ワットという能力になりまして、そこまでしか行けないので、その中、今言うところは配電できるんですが、全部使ってしまうとオーバーしてしまうということになります。そこで結局、オーバーしたことでパワーダウンしたということになります。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

今後それぐらいなわけですか。それが故障したということではないんですか、非常用発電設備が。

○委員長（寺脇直子君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

発電機のほうは普通に稼働はしてはいたんですが、能力以上の電力を使うという指示を与えてしまうと、それ以上できないということでパワーダウンしてしまうんですね。なので、今回の非常用発電の能力が34キロワットというふうに決まっていますので、その範囲内で給電をしないと落ちてしまうというようなことになります。

それを例えば、そこにパワーが足りないということであれば、その発電装置の能力を上げるということにしか対応できないと思っています。

○委員長（寺脇直子君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

電気のことあんまりよく分からへんなんですけど、そうしたら蛍光灯全部消したら住民票を出せるような電算機は動かないようなもんなんですか。

○委員長（寺脇直子君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

まず、災害を想定していますので、まず

災害対策本部を運営するというのが、まず第一と考えていますので、電算関係というのは、もう最初から一番最初の優先順位としては低いものですから、例えば西の吉川支所というのは、2階の旧館のサーバールームを経由して行ったりするんですが、そこはもともと設定されていませんので、基本的にまず災害対策本部を立ち上げる、それを運営するというのがまず大事になってくるので、そこへの給電を優先というふうに考えています。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

今回の災害ですよ。人災ですよ。それでね、住民票はここで発行できたら取りに行けるし、持って行けるじゃないですか。そういうこともできないんですか。蛍光灯全部消してそれだけ動かすとか、そういうこともできないんですか。

○委員長（寺脇直子君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

1階の電算室のほう動いていますので、そこで一応、基幹系の端末が動くので、そこで対応するということはできますが、ほかの電源を絞ったりとかをしないと対応はできないので。そこがこれだけの能力の範囲内で対応しないとイケないということになります。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

今回は電算機は動いていたんですか。

○委員長（寺脇直子君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

今回は、結局何ていうんですかね、使用しようとした電力が能力を上回る使用をし

ようとしたことで、供給自体ができなくなったということになります。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

要は、まずは停電しましたと。停電したので非常用電源で電力供給をしましたけれども、住民票関係、結局それは電源供給できずに業務は停止してましたという、そういうことでよかったんですね。それまず、そこからお伺いします。

○委員長（寺脇直子君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

そうですね。結局、再度になりますけど、能力以上の電源の供給、指示、使用しようとしたことでオーバーになったので、機械自体がダウンしたということになります。供給を停止したと。全部の供給を停止したと。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

要は、電力というのは供給する電力と需要やね。そのバランスである程度決まるんですけども、需要のほう供給量よりも多かったら、当然、電圧降下するので機械は電気もそうやけども正常に動作しなくなる。それは当然のことなので。だからその供給できる電力内のものしか使えませんよという、そういうふうな位置づけであるのは確かなんですけども、地震とかいう、そういうふうな災害のときには、確かに災害対策本部というのを設置しないかんから、そこを最優先して電力供給するという。それはそれで私はいいと思うんですけども、先ほど管野委員もおっしゃっていましたが、ああいうのも一つの災害やというふうには私は

捉えてもおかしくないのかなと思います。

そういった意味で、停電という災害のときには何に最優先で電力供給するのかという、そういうことを、それ正しくBCPですよね。ビジネス・コンティニュー・プランかな、ありますけども、そういうふうな位置づけで停電が起こったとき、庁舎が停電したときには、どのような計画で業務を継続して遂行するんやみたいな、そんなんもやっぱり今までは想定外やったけども、そんなことが起こったんやったら、そういうのも今後はやっぱり考えていかなあかんと思うんです。

その上において、じゃあ停電のときにはどこに電気を供給する。その供給できるのは何と何やみたいだね。そこで聞きたいのは、この業務の中で一番大事なのは、さっき言った住民票関係。そういうのがやっぱり非常に大事な部門かなと思います。

そういった意味で、住民票とかを出すために必要な装置でありますか、電算機なのか、それが何か分かりせんけども、それは実際それだけを捉まえてみると、どれぐらいの電力が消費電力ね、定格ね、要るのか。それが例えば20キロワットですわと言うんやったら、多分その電算機いうか、それは多分非常用電源で供給できるのかなと。さらにそれプラスアルファ、それだけやったらあかん。パソコンもやっぱり当然、入力とかせなあかんから、それも必要やなと。それが例えば5キロワットやとしたら、トータル25キロワットで済むから、何とかこのパワーダウンせずに、いわゆる業務が遂行できるん違うかとかね。そんな形で停電のときには、これとこれとこれに電力供給して25キロワットやから何とかなるかとかね、何かそんなふうなことも考えないかんと思うんですけども、そういった意味で、住民票関係のシステムそのものはど

れぐらいのパワーというかね、電力を食うのか、必要なのか。その辺りは把握されているのでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

正確な値というのは、ちょっと確認はできておりませんが、結局、使用できる電力というのは決まっているので、それぞれ電気の系統がありますので、そのときに必要なところを考えると優先的にしないといけないところはしていくということになりますので、そこでこの間の分で言うと、ちょっと災害というか、庁舎内の電気設備が不良になったというレアなケースではあったのですが、そこで地震とかそんなんと違って、普通にね、西の方とかは普通に生活されているわけで、そこで住民票とかの業務が止まったということで御迷惑をおかけしていると思うんですが、そういった場合について、電算とか、そういったところに電力が必要ということであれば、その系統を何とかつなげるとかいう、そこをオンにするとか、そういったところを今後検討していきたいなというふうに思います。

○委員長（寺脇直子君）

そのほかについて、何かございませんか。管野委員。

○委員（管野英美子君）

2点目ですけれど、防災のことで、準備のこともあって全協で提案させていただきましたが、昨年やりました倉庫の視察の課題というのは、昨日の秋元議員の一般質問で、旧双葉保育所の2階の防災用品を旧老人憩いの家に運んだということのを伺いましたので、今後どうするかというのは、またおいおい報告いただければと思います。

この後、防災のグッズを見せていただき、体験させていただきたいということを全協

で提案させていただきましたので、この委員会で決めていただきたいと思います。

○委員長（寺脇直子君）

ただいま、総務建設常任委員会終了後、この会議室にて防災備品の使用講習会を開催することについて提案がありましたが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

異議なしと認めます。

よって、本委員会は総務建設常任委員会終了後、この会議室にて防災備品の使用講習会を開催することに決定いたしました。

ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

以上で本委員会を閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

異議なしと認めます。よって、本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

ありがとうございます。全て可決をいただきましてありがとうございます。

防災に関して、想定外というところもありました。これまでの部分で行くと、非常用設備自身が最低限のものであったというところで、これからデジタルトランスフォーメーションであるとかDX、そしてAIも含めて、電子化になったときというのは本当にそのものが基幹システムになって、それを動かさなければならないというところもありますので、それらも含めて研究をさせていただいて、必要なところに必要な

ものがちゃんと供給できるもの、これをしっかりと考えていかないとはいけません。そのためには専門家も含めて検討を進めないといけませんけれども、住民の方々の利便性、そしてサービス向上と、それからそれに対するリスク管理、これはしっかりと努めさせていただきます。

お時間もかかってくるかも分かりませんが、お時間もかかってくるかも分かりませんが、まず一歩ずつ進めてチェックをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございます。

○委員長（寺脇直子君）

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前10時17分 閉会



以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会  
委員長